

議員の期末手当について

議員の期末手当は、これまでも職員の期末手当・勤勉手当と同じ支給月数になっており、今回の人事委員会勧告による改定の影響を試算すると令和4年度については、次のとおりとなる。

〈令和4年度 期末手当年間支給額〉

(単位:円)

区分	改定前 (年間 4.30月) A	改定後 (年間 4.40月) B	改定による 影響額 (+0.10月) C(B-A)
議長	6,192,000	6,336,000	144,000
副議長	5,572,800	5,702,400	129,600
議員 1人あたり	5,005,200	5,121,600	116,400
計 (102名)	512,284,800	524,198,400	11,913,600

(注1) 議員期末手当： 報酬月額 × 1.2 × 支給月数

(注2) 議員数は、令和4年11月25日現在の現員で計算

〈令和4年12月期 期末手当支給額〉

区分	改定前 (12月期 2.15月) A	改定後 (12月期 2.25月) B	改定による 影響額 (+0.10月) C(B-A)
議長	3,096,000	3,240,000	144,000
副議長	2,786,400	2,916,000	129,600
議員 1人あたり	2,502,600	2,619,000	116,400
計 (102名)	256,142,400	268,056,000	11,913,600

※ 令和5年度以降は、6月期、12月期ともに 2.20 月 となる。